

条例改正の検討について

- 1 現行の禁止場所の定義
- 2 現行の禁止地区での運用
- 3 他都市の状況
- 4 禁止とする場所の整理

令和5年5月15日
大阪市環境局

1 現行の禁止場所の定義

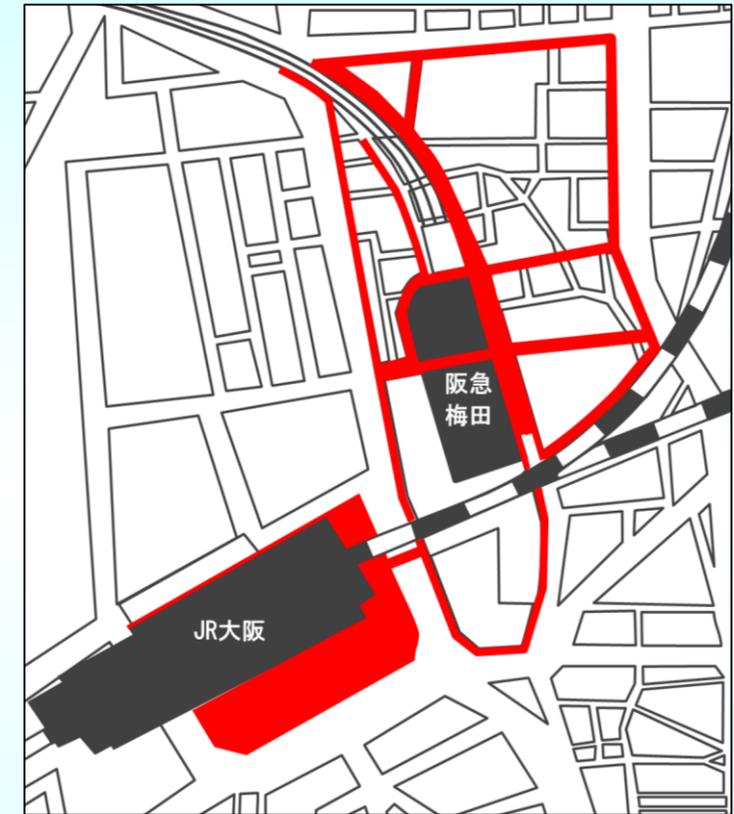
(1) 現行条例の規定

- ・第2条第1項 「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること(自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。)
- ・第2条第2項 「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設内を除く。)
- ・第4条 市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない
- ・第5条第1項 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる
- ・第7条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない

1 現行の禁止場所の定義

(2) 禁止地区の指定に関する考え方

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保できるという考え方を基本に検討・調整された地域
- 地域の市民、事業者及びその団体において、取組への十分な理解と協力が得られる地域



北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域

市内全域の路上喫煙禁止にあたり、禁止場所の明確化が重要

1 現行の禁止場所の定義

(3) 道路

・法律の定義

法律	定義
道路法 (第2条第1項)	「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものを用い、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含む
道路交通法 (第2条第1項)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所

※上記法のほか、建築基準法や道路運送法にも定義あり。

現行条例では、不特定の市民等が通行できる場所として、道路交通法上の道路を想定している。

1 現行の禁止場所の定義

(3) 道路

・道路法と道路交通法の比較

	道路法	道路交通法
規定内容	管理一般・道路占用許可	交通ルール遵守・駐車禁止・道路使用許可
範囲	公道のみ	私道を含む
判断基準	国・地方自治体が管理しているかどうか	不特定多数の者が自由に通行(利用)できる状態かどうか
具体例	国道・都道府県道・市町村道・高速道路	左記のほか、敷地に接続している私道(建築基準法の位置指定道路や2項道路)など

1 現行の禁止場所の定義

(4) 広場

「都市計画運用指針(国土交通省策定)」において示されたものを対象としている。

① 駅前広場(道路)

複数の交通機関間の乗り継ぎが円滑に行えるよう、必要に応じ駅前広場等の交通広場を設けるものとし、周辺幹線街路と一体となって交通を処理するものについては道路の一部として都市計画に定める。(新大阪駅、野田阪神、区画整理事業の駅前広場など)

② 交通広場

周辺の歩行者空間と連携した円滑かつ快適な歩行者ネットワークの形成、良好な都市環境をもつ憩いの空間の創出、シンボリックな都市景観の形成等を目的にその他の交通施設として都市計画に定める。(うめきた広場(大阪北口広場)など)

③ ①②以外

都市計画上、位置付けがないもの。(難波駅前、天王寺駅前、京橋駅前など)

※ 広場については、所有区分が道路管理者、鉄道事業者に分かれているものもある。

1 現行の禁止場所の定義

(5) 公園(都市公園法及び同施行令)

- ・都市公園の種別として、基幹公園と基幹公園以外に分類される。
基幹公園のなかで、住区基幹公園は街区公園、近隣公園及び地区公園に、都市基幹公園は総合公園及び運動公園にそれぞれ分類されている。
また、基幹公園以外の公園としては、大規模公園のほか、風致公園、動植物公園及び歴史公園といった特殊公園、国営公園、都市緑地や緑道がある。
- ・なお、現行の条例上では、都市公園のすべてを対象にしているが、児童遊園等※は公園に含めていない。

※ 児童遊園等: 都市公園を補完する施設としての児童遊園(民間設置)のほか、集合住宅内に設置されたプレイロットや地域が管理するコミュニティ広場など

1 現行の禁止場所の定義

(6) その他公共の場所

① 条例制定時の考え方

- ・「その他公共の場所」として、港湾及び河川を想定していたが、海及び河川の水面も含むものであることから、「公共の場所」として具体的に列挙していない。
- ・規制対象とする場所の判断基準としては、いずれの場所も、公共の用に供され、不特定の市民等が通行できる場所であるかどうか判断材料になると考える。
- ・具体的には、港湾施設、河川管理施設や河川敷を規制対象として想定している。
また、私有地ではあるが、公共の用に供され、不特定の市民等が通行できる場所であることから、現行は公開空地も規制対象(禁止地区で管理権限者と合意できた場所を禁止)としている。

1 現行の禁止場所の定義

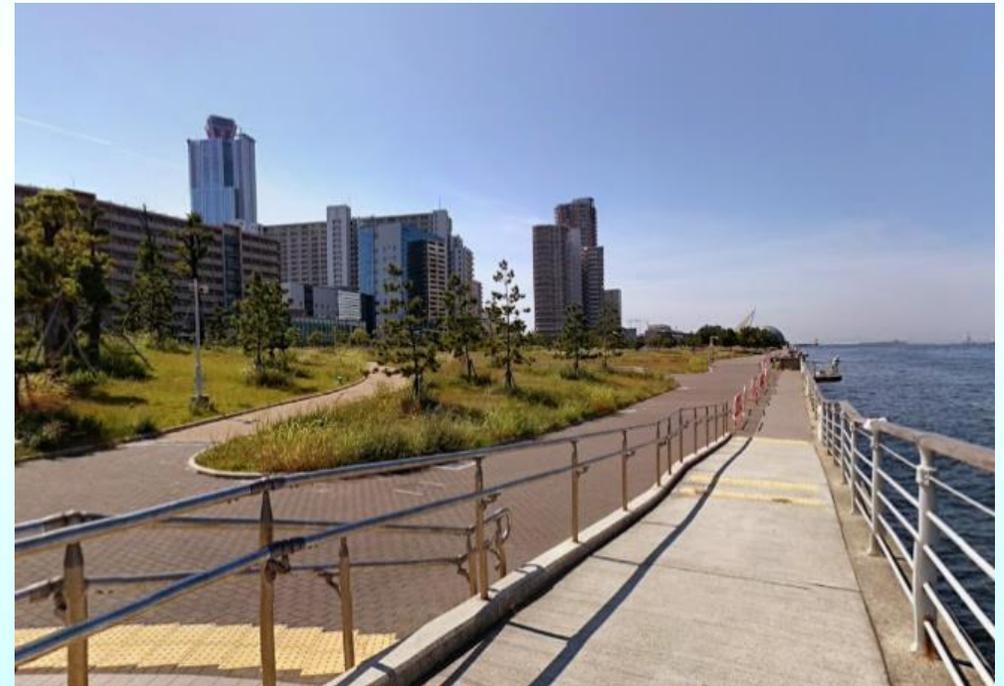
(6) その他公共の場所

② 港湾施設の定義(港湾法第2条1項)

- ・港湾区域及び臨港地区内における施設並びに港湾の利用又は管理に必要な施設で、堤防、岸壁、道路や橋梁、海浜、緑地、広場や植栽など



岸壁



海浜緑地

1 現行の禁止場所の定義

(6) その他公共の場所

③ 河川施設の定義

- ・河川法(第2条第2項)では、「河川管理施設」について、ダム、堰(せき)、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設と規定している。
また、同法(第6条第1項)では河川区域として、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地の区域を規定している。(河川敷地)
- ・大阪市普通河川管理条例(第2条第2項)では、河川附属施設について、護岸、堤防、閘門、水門、堰(せき)その他河川に附属して公共の利益を増進し、又は公共の損害を防除するための施設と規定している。

1 現行の禁止場所の定義

(6) その他公共の場所

④ 公開空地(総合設計許可準則に関する技術基準)

以下のすべてに該当する空地又は空地の部分

ア) 歩行者が日常自由に通行し、又は利用できるもの

イ) 最小幅が4メートル以上のもの

ウ) 一の公開空地の面積が一定の数値以上であること

エ) 全周の8分の1以上が道路に接しているもの

オ) 道路との高低差が、6メートル以内のもの



制度のイメージ

2 現行の禁止地区での運用

(1) 道路部分

現行は、道路法上の道路を図示することにより指定している。

(2) 公園部分

現行は、公園の該当箇所を図示することにより指定している。

なお、現行の禁止地区では京橋公園及び堂島公園の一部を指定している。

(3) 公開空地部分

禁止地区の指定ごとに、個別に土地の管理権限者と合意ができた公開空地を図示することにより指定している。

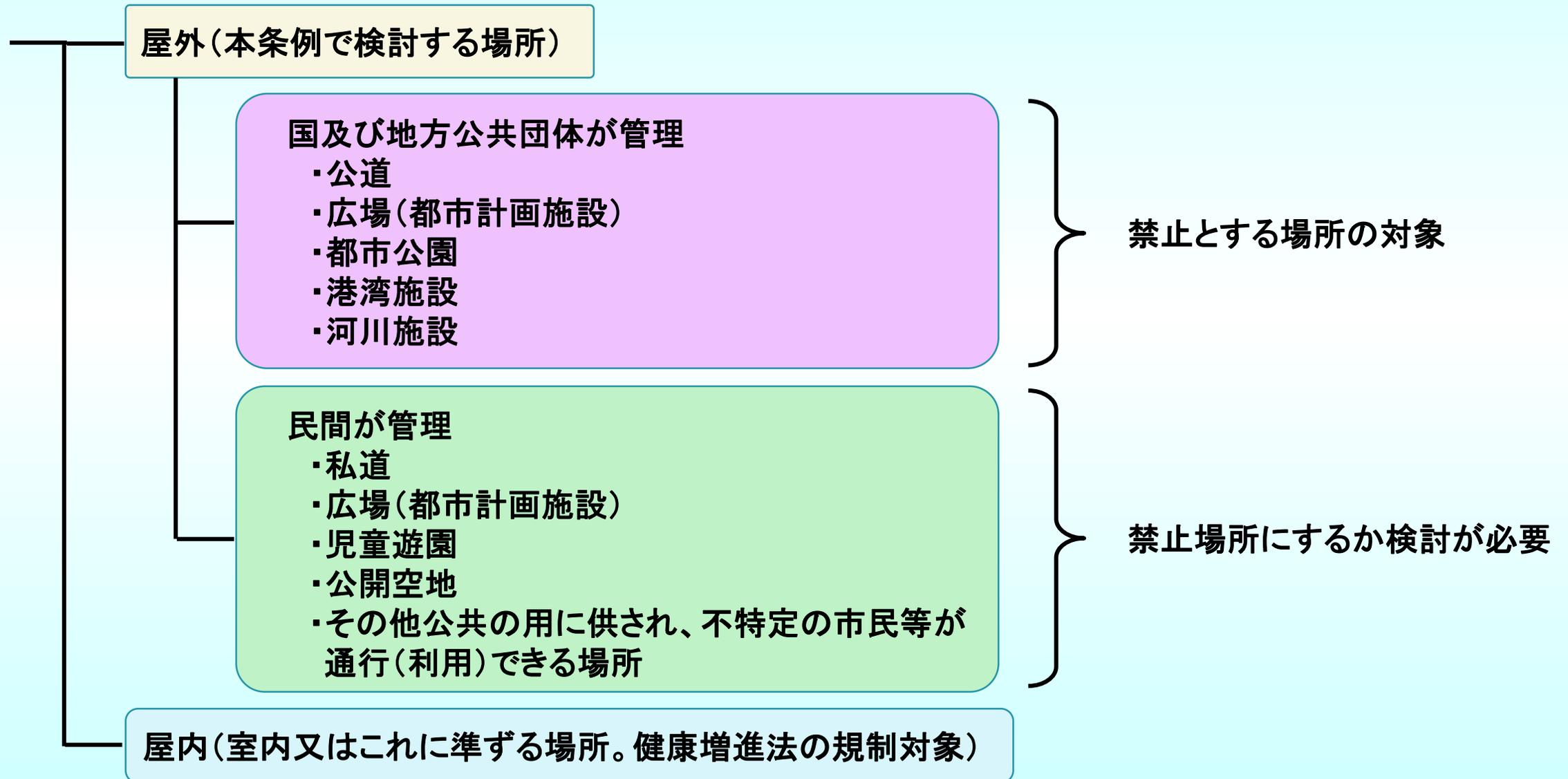
(御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂・こども本の森中之島周辺 1件、
天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域 6件、
北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域 6件)

3 他都市の状況

	過料徴収	道路	公園	私道	公開空地	その他 公共の場所
東京都 千代田区	○	禁止	禁止 (告示による)	対象外	対象外	禁止 (告示による)
東京都 渋谷区	○	禁止	禁止	対象外	対象外	禁止
東京都 港区	×	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
東京都 新宿区	×	禁止	禁止	対象外	対象外	対象外

4 禁止とする場所の整理

(1) 検討する場所のイメージ



4 禁止とする場所の整理

(2) 道路部分

場所	メリット	デメリット
私道を含めた全ての道路	・市民等が道路と認識する場所はすべて禁止 (禁止となる場所が分かりやすい)	・管理権限者等との合意なしには、私有地の規制は困難(全ての合意は実務上困難)
公道に限定	・人通りが多い場所を重点的に巡回指導 (効果的に指導ができる)	・公道上の喫煙であるかの判断が複雑化・困難化

(3) 公園部分

- ・公園は、禁止地区内を除いて現在も努力義務を課しており、全面的な禁止に際しては巡回指導方法も含めた管理権限者との調整が必要となる。
- ・喫煙場所(喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設)の線引きを明確化していく必要がある。

4 禁止とする場所の整理

(4) 道路・公園部分以外

場所	メリット	デメリット
私有地を対象	・公共の用に供され、不特定の市民等が通行できる場所の全てを禁止	・管理権限者ごとに調整が必要となり、特に、私有地の規制は困難
私有地を対象外	・規制の正当性は、説明しやすくなる	・公道に接する公開空地等が規制対象外になる

- ・**現行、禁止としている広場(駅前広場(道路)、交通広場、その他の広場)については、所有区分が道路管理者、鉄道事業者に分かれているものもあるが、駅周辺等で人通りが多い場所であるため、禁止対象とするよう検討していく。**

4 禁止とする場所の整理

(5) 検討の方向性

- ・公道に接する公開空地等については、管理権限者に路上喫煙禁止の取組みへの協力を条例で規定する。
- ・また、管理権限者からの申請に基づいて規制対象に加える手法も検討していく。